

セカンドホームびえい（二地域居住体験住宅）の申し込みについて

【平成30年度申込概要】

北海道美瑛町では、地元のからまつ材を使ったセカンドホーム（第2の家）のモデルハウス（以下「体験住宅」といいます。）を3棟建設し、平成22年5月から「おためし暮らし（移住体験）」を行っています。また、平成23年にも3棟を建築し、現在は全6棟で運営しております。

●セカンドホームびえいとは・・・

これまでの別荘とは違い、美瑛町のからまつを使った美瑛町らしい田園住宅と新しいライフスタイル“暮らし（住・食・医・遊）の自給”を提案していくためのモデルハウスで、このモデルハウスに実際に住んでもらい美瑛町内にセカンドホームを持ってもらう（建ててもらう）ためのものです。

●セカンドホームびえいの概要

位 置	美瑛町字水沢春日台第2（JR美瑛駅より6km）
構 造	木造平屋建（ロフト付物件あり）
延床面積	体験住宅（大）37.76㎡ 1棟 体験住宅（大）41.31㎡ 2棟 体験住宅（中）28.35㎡ 2棟 体験住宅（小）18.23㎡ 1棟
共同施設	作業棟、倉庫
付属施設	家庭菜園（30㎡）、石油ストーブ、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、布団、食器等の生活用品、インターネット回線（光回線）

●使用開始 平成30年4月1日（土）～平成31年3月31日（土）

●募集件数 6組（体験住宅（大）3組、（中）2組、（小）1組）

●使用条件

- ・美瑛町でセカンドホームを持つことや移住、二地域居住を検討されている方
- ・アンケート調査や美瑛町の広報誌、ホームページへの掲載等、美瑛町の移住対策事業にご協力いただける方
- ・その他、体験住宅を善良な管理のもと使用いただける方

●使用料

体験住宅（大）	1月につき60,000円
体験住宅（中）	1月につき50,000円
体験住宅（小）	1月につき40,000円

※4ヶ月目から割引措置があります。

●使用料の納付

- ・使用者は使用開始される日までに月額使用料を納めてください。（納付と引き換えに鍵をお渡しします。）
- ・継続して体験住宅を使用する場合は使用する月の前月末までに使用料を納めてください。（滞納した場合は退去を命ずることがあります。）

- 費用の負担 使用料に次の費用は含まれておりませんので各自で負担してください。
 - ① 体験住宅に係る電気、灯油、ガス及び水道使用料
(基本料金+使用料(メーター有))
 - ② 電話料及びインターネット回線使用料等の通信に要する費用
※ご利用者が電話回線を敷くためのNTTとの手続きが必要です。
 - ③ ごみ等の処理に要する費用

- 使用期間
 - ・使用期間は、毎月1日から末日までの1カ月単位とし、使用期間に1カ月未満の端数があるときは1カ月とします。
 - ・使用期間は最長1年間です。(原則として申し込み時に決定していただきます。)

- 申込方法 「美瑛町二地域居住体験住宅使用許可申請書」(別記様式第1号)に必要事項をご記入の上美瑛町経済文化振興課へお申し込みください。

- 使用の決定
 - ・**書類選考にて決定します。**

- 注意事項
 - ・体験住宅には最低限の生活用品はありますが、その他必要な消耗品などについては各自でご用意ください。
 - ・体験住宅を退去するときは美瑛町経済文化振興課に報告し、その点検を受けなければなりません。
 - ・建物、物品等の修理代は使用者で負担してください。
 - ・体験住宅(小)にはお風呂がありません。シャワー室のみとなっております。
 - ・携帯電話の電波状況について、SoftBankがつながりにくい状況です。

- 使用許可の取消し等
使用者が次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、使用を中止してもらう場合があります。
 - ① 使用者が使用許可の条件に反したとき
 - ② 使用者が偽り、その他不正な行為により許可を受けたとき
 - ③ 使用者が秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき
 - ④ 災害その他の事故により使用できなくなったとき
 - ⑤ 公益上やむを得ない事由が生じたとき
 - ⑥ その他体験住宅の管理運営上支障があるとき

お申し込み・お問い合わせ先

美瑛町経済文化振興課 移住定住推進係

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4-6-1

TEL (0166) 92-4321 FAX (0166) 92-4414

E-mail: keibun_shinkou@town.biei.hokkaido.jp